

## 役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントリポート

### 今回のテーマ： BIS 規制（自己資本比率規制、バーゼル合意）

過去、銀行の貸し渋りを引き起こした原因ともされる規制です。概要について押さえておきましょう。

#### **概要**

BIS 規制とは、国際的に活動する銀行に対して適用される自己資本比率規制（国際統一基準）です。BIS（国際決済銀行、Bank for International Settlement）とは、スイスのバーゼルに拠を構える国際機関であり、主要先進国の中央銀行と銀行監督当局で構成されています。BIS 規制を担当しているのは、BIS の中に設置されたバーゼル銀行監督委員会です。

BIS 規制は、銀行等の経営の健全性を確保するための規制であり、自己資本を分子、リスクの大きさを示す数値（リスクアセット）を分母として算定された自己資本比率を8%以上に維持することが求められています。分母となる数値は、銀行が保有する各資産の会計上の数値などに、それぞれの質（信用度）に応じた掛け目を乗じることでリスク資産ベース（リスクアセット）に変換するという考え方に基づき算定がなされています。なお、ここでいう自己資本比率は、会計上の財務諸表分析で用いられる通常の自己資本比率（（総資本－他人資本）÷総資産）×100）とは異なることに注意が必要です。

BIS 規制は、リスク計測手法の進展と市場環境の変化に応じて見直しがなされており、制定された順に、バーゼル I～III があります。

#### 『バーゼル I』

バーゼル I は、国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的として策定されました。これにより、銀行の自己資本比率の測定方法や、達成すべき最低水準（8%以上）が定められました。わが国では、平成4年度末からバーゼル I が導入されています。

#### 『バーゼル II』

バーゼル II は、（1）最低所要自己資本比率規制、（2）銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証、（3）情報開示の充実を通じた市場規律、を3つの柱としています。

最低所要自己資本比率（8%）はバーゼル I と同一ですが、リスク計測（自己資本比率を算出する際の分母の算定）が精緻化されました。わが国では、平成18年度末からバーゼル II に移行しています。

#### 『バーゼル III』

バーゼル III は、いわゆるリーマンショックに象徴される2007年からの世界的な金融危機に対処するため、金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、国際的な金融規制の見直しに向けた検討がなされました。

具体的には、金融危機の経験を踏まえ、自己資本比率規制が厳格化されたほか、定量的な流動性規制や、過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率規制等が新たに導入されることとなりました。バーゼル III は、世界各国において平成25年から段階的に実施され、最終的には、平成31年初から完全に実施される予定です。

#### **お見逃しなく！**

バーゼル III が平成25年から経過措置を伴い導入が開始されます。銀行にとって、バーゼル II で分子への参入が認められていた繰延税金資産や優先株式の一部が認められなくなることなどから、資本政策の再考が求められます。規制をクリアーするため、資産を圧縮するなどの政策が貸し渋りにつながることはないとわれていますが、BIS 規制への抵触は銀行にとって国際市場からの撤退にも繋がるため、今後の動向には注意する必要があるといえます。

（出所：日銀 HP 他。より詳しく BIS 規制を知りたい方は、日銀 HP 等をご参照下さい。）